

袖ヶ浦市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項及び袖ヶ浦市財務規則第55条第2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和8年4月1日

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩



1. 指定納付受託者の所在地及び名称

- (1) 東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13階  
株式会社さとふる
- (2) 東京都千代田区紀尾井町1番3号  
PayPay株式会社
- (3) 東京都品川区上大崎三丁目1番1号  
株式会社トラストバンク
- (4) 千葉県千葉市中央区千葉港1番2号  
株式会社千葉銀行
- (5) 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1  
ちばぎんカード株式会社
- (6) 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス  
楽天グループ株式会社
- (7) 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号  
アマゾンジャパン合同会社
- (8) 東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階  
株式会社アイモバイル
- (9) 福島県耶麻郡猪苗代町字葉山7105番地  
株式会社DMC aizu

2. 納付させる歳入

袖ヶ浦市ふるさと納税に係る寄附金

3. 納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで